平成２１年（フ）第８９号
茨城県鹿嶋市神野３丁目１番13号
債務者　小沼　正洋
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第９５号
茨城県行方市手賀4329番地12
債務者　熊谷　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第９６号
茨城県行方市手賀4329番地12
債務者　熊谷　恵一
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第９９号
茨城県潮来市日の出６丁目14番地10
債務者　森木　晴雄
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１００号
茨城県潮来市上戸2222番地２
債務者　田山　浩幸
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第３５４号
群馬県佐波郡玉村町大字小泉196番地25
債務者　西田　東田
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３５５号
群馬県佐波郡玉村町大字小泉196番地25
債務者　西田美智子（旧姓千嶋）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３９５号
群馬県前橋市古市町494番地２　サンライズ102号
債務者　春山　一雄
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３９７号
群馬県伊勢崎市東小保方町2996番地15
債務者　大崎あさみ（旧姓広瀬）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０４号
群馬県伊勢崎市境栄916番地
債務者　小林ゆみ子（旧姓名倉）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０７号
群馬県前橋市上小出町２丁目４番地12
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４１５号
群馬県伊勢崎市境530番地９
債務者　金子　里江（旧姓高井）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４１６号
群馬県前橋市龍蔵寺町205番地４　今井貸住宅
債務者　天野　和枝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４１７号
群馬県前橋市富士見町小暮2251番地26
債務者　冠　　三枝（旧姓真砂）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４２０号
群馬県前橋市広瀬町１丁目５番地10　アローハイツ101号
債務者　嶋村　勇治
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４２６号
群馬県前橋市南町３丁目72番地９
債務者　今井　芳樹
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４２７号
群馬県前橋市六供町1196番地１　ファーストタウン505号
債務者　平林　有子（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４３４号
群馬県渋川市有馬651番地１
債務者　坂本　勝次
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所